

KSKR

No. 235

2018
Feb.

2

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな
The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

今年の世界自閉症啓発デー

みなさますでにご承知の通り、平成19年に国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議されました。この日を中心に、世界各地において自閉症に関する啓発の取り組みが行われています。我が国においても、4月2日からの1週間を「発達障害啓発週間」とし、自閉症をはじめとする発達障害について、多くの皆様に理解していただく機会としています。奈良県自閉症協会では、この「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」を「あいサポート運動」を展開する奈良県における、県民への自閉症・発達障害の理解促進を図る絶好の機会と考えています。

昨年度は世界自閉症啓発デーのイベントを郡山イオンモールで行い、そして、奈良県において最初のブルーライトアップ事業が大和郡山城天守台で実施されました。その様子は新聞等マスコミでも広く取り上げられました。ブルーライトアップは、自閉症啓発のシンボルカラーであるブルーにちなみ、世界中でライトアップが行われています。

今年はイベントとして3月31日(土)奈良公園周辺で、自閉症啓発ウオークを実施します。これも世界中でよく取り組まれています。9時30分にJR奈良駅旧駅舎前に集合して10:00スタートでJR奈良～三条通～猿沢の池方面を歩きます。このウオークには自閉症支援に関心がある人なら、どなたでも参加

していただけます。参加者にはブルーTシャツを進呈する予定です。警察へのウオーク実施申請の必要上、参加者の数を正確に把握する必要があります。参加を希望される方は下記に示される募集記事に従って申し込みをお願いします。4月2日の午後6時から9時に行われるブルーライトアップはどなたでも自由に参加していただけます。なにか青いものを身に付けてライトアップをご覧ください。啓発チラシ、ポケットティッシュ等の配布に協力していただける方を募集していますので、ご協力いただける方はこれも実施計画記事にある宛先に連絡ください。(河村)

世界自閉症啓発デー関連イベント

「世界自閉症啓発デー」郡山城天守台ブルーライトアップ
「世界自閉症啓発デー」である4月2日には、自閉症をはじめとする発達障害への理解促進を目的として、世界各地の建物がブルー(青色)にライトアップされます。

郡山天守台においても、自閉症や発達障害について広く市民のみなさんに知ってもらうことを目的に、ブルーライトアップを実施します。

ライトアップ日時=4月2日(日)18時~21時

場所=郡山城天守台

問合せ=都市計画課(内線635)・厚生福祉課(内線535)

「世界自閉症啓発デー」自閉症関連書籍を紹介します。

市立図書館に、自閉症関連書籍の紹介など、特設コーナーを設置します。

日時=3月26日(月)~4月9日(月)(市立図書館の閉館日を除く、9時30分~19時。土曜日は21時まで)

場所=市立図書館1階

問合せ=

市立図書館(55-6600)

★世界自閉症啓発デーのイベント参加のお誘い★

昨年、早春の大和郡山城でのお城祭りの最中、
石垣が整備され、展望台が完成したばかりのお城の天守台にて、
奈良県で初めての記念すべきブルーライトアップが実施されました。

本年度も大和郡山市のご協力の下、さらに美しいライトアップが
4月2日の世界自閉症啓発デーに実施されます！

また、本年はイベントとして、
奈良公園周辺で **自閉症啓発ウォーク**を開催します！

会員内外のお一人でも多くの参加を募ります！
すべての人にとって、豊かに暮らせる奈良の都を願い、理解の輪を広げましょう！

○啓発ウォーク in 奈良

日 時： 3月31日(土)9時30分集合、10:00スタート、 11:00ゴール

集合場所： JR 奈良駅旧駅舎前

参加無料、申込み必要 (nara.jiheishou1@gmail.com)

(雨天決行 参加者にはブルーTシャツプレゼント)

JR 奈良駅～三条通 ～猿沢の池 ～興福寺・段階段下

ならまちセンター・会議室で休憩・ミニ交流会

参加ご希望の方は、以下を明記の上、お申込み願います。【3月16日必着】

①参加者・同伴者のお名前

②ご連絡先 (メールアドレス・携帯番号等、諸事情で当日イベント中止の際ご連絡のつく先)

③イベントをお知りになったのは？〔A:会報「きずな」、 B:チラシ、 C:Facebook、 D:その他

()〕

○ブルーライトアップ in 奈良

日 時： 4月2日(月)午後6時～9時

場 所：大和郡山城天守台

青いものを身につけて、ライトアップをご覧ください

★啓発チラシ、ポケットティッシュ等の配布協力くださる事業者さんも大募集！

○詳細は…奈良県自閉症協会 Tel 0743-55-2763

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/> Facebook:Light it Up Blue Nara

後援:奈良県 / 共催:奈良県発達障害者支援センターでいあー



世界自閉症啓発デーin 奈良自閉症啓発ウォーク開催

昨年、大和郡山城天守台にて奈良県で初めてブルーライトアップが実施されました。2018年4月2日の世界自閉症啓発デーも、大和郡山城天守台が、よりいっそう美しくライトアップされます！また、本年はイベントとして奈良公園周辺で 自閉症理解を願う啓発ウォークを企画！どなたでもご参加いただけます！すべての人にとって豊かに暮らせる奈良の都を願い、理解の輪を広げましょう！

○啓発ウォーク

日 時：3月31日(土)9時30分集合、10:00スタート

集合場所：JR 奈良駅旧駅舎前

参加無料、申込み必要(nara.jiheishou1@gmail.com)

(雨天決行 参加者にはオリジナルTシャツプレゼント)

○ブルーライトアップ

日 時：4月2日(月)午後6時～9時

場 所：大和郡山城天守台

★啓発チラシ、ポケットティッシュ配布等の協力者・団体等も募集

○詳細は…奈良県自閉症 Tel&Fax 0743-55-2763

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

Face book:Light it Up Blue Nara

後援：奈良県・共催：奈良県発達障害者支援センターでいあー



タイトル 「障害者 情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法案」 前文 （目的） 第一条この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、すべての国民が、情報アクセス及びコミュニケーションの困難の有無によって分け隔てられないことがない共生社会を実現するため、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障する施策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の地域生活と社会参加の支援等のための具体的な施策を総合的にかつ計画的に推進することを目的とする。 -----	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 2「言語」とは、音声言語及び手話言語その他の形態の非音声言語をいう。 3「コミュニケーション」とは、音声、手話、筆談、点字、文字表示、わかりやすい言葉、拡大文字、指文字、また実物や身振りサイン等による合図、触覚等による意思伝達、また手話、要約筆記、指点字、触手話、手書き文字、朗読等の通訳者や説明	者等の人的支援、及び補聴援助システムその他の情報支援技術を利用した補助的及び代替的な手段をいう。 4「コミュニケーション支援者」とは、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者への触手話及び指点字等を使った通訳・介助者、視覚障害者への代読や代筆を含む同行援護従業者、知的障害及び精神障害者とのコミュニケーションを支援する者、重度の身体障害者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達を行う者等をいう。 5「情報アクセス」とは、障害者が、自ら選択する言語、その他のコミュニケーションにより情報を取得、利用することをいう。 6「情報アクセシビリティ」とは、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人とのコミュニケーションを図ることができるようにすることをいう。
----- （基本理念について） 第三条 障害者は、障害のない者と平等な生活を営むため、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションが保障される権利を有する。 2 何人も、障害者に対して、情報アクセス及びコミュニケーションの困難を理由として差別してはならない。また障害者が必要とする情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。 3 情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障にかかる費用については、障害のない者との公正及び平等の確保の観点から、その負担を一方的に障害者に求めることのないようにしなければならない。	----- （国及び地方公共団体の責務） （第四条） 国及び地方公共団体は、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障する環境を整備し、障害のない者との公正及び平等を確保しなければならない。 二 国及び地方公共団体は、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障について国民の理解を深める施策を講じなければならない。 2 国は、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に係る施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。 二 国は、地方公共団体が実施する情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に係る施策に関し、必要な財政上の措置を行わなければならない。	三 国は、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に係る実態を把握し、その状況を広く国民に公表しなければならない。 3 都道府県は、都道府県における情報アクセシビリティ及び専門性の高いコミュニケーション保障に係る施策を実施しなければならない。 二 都道府県は、市町村と連携を図りつつ、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障する環境の整備を行わなければならない。 4 市町村は、市町村における情報アクセシビリティ及びコミュニケーション保障に係る施策を実施しなければならない。 ----- （事業者の役割） 第五条 事業者は、社会のあらゆる分野において、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障し、障害

のない者と同等の利便を図らなければならない。 ----- （障害者基本計画の策定及び推進） 第六条 国及び地方公共団体は、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障する環境を整備するために、障害者基本計画において、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障をそれぞれ一つの独立した施策として位置づけ、総合的かつ計画的に推進しなければならない。 ----- （委員会の設置及び監視等） 第七条 国及び地方公共団体は、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に係る施策を策定するにあたり、情報アクセス及びコミュニケーションに困難のある障害当事	者、コミュニケーション支援者を中心とする独立した委員会を置き、その委員会において意見を求めなければならない。 2. 委員会の運営においては、情報アクセス及びコミュニケーションに困難のある多様な障害者の特性に応じた配慮が提供されなければならない。 3. 国及び地方公共団体が設置する上記の委員会は、本法の目的に基づく施策が実施されるよう監視し、必要に応じて、国、地方公共団体及び事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。 ----- （医療、介護等に関する施策） 第八条 国及び地方公共団体は、医療、介護等における情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に関	する施策を次の通り講じなければならない。 1 障害者に対し、医療、リハビリテーション、介護及び保健等に関する情報アクセシビリティを確保し、また医療、リハビリテーション、介護及び保健等に従事する者と障害者とのコミュニケーションが保障されるよう、コミュニケーション支援者を配置する等の環境を整備する。 2 医療、リハビリテーション、介護及び保健等に従事する者が、障害者について熟知できるよう、当該従事者の養成課程において教育及び研修を実施する。 3 医療、リハビリテーション、介護及び保健等に従事する者を使用する事業者は、障害者に対して医療、リハビリテーション、介護及び保健等に関する情報の提供を適切に行い、障害者と医療、リハビリテーション、介護及び保健等に従事する者と
のコミュニケーションが保障されるよう、コミュニケーション支援者を雇用する等の環境を整備する。 ----- （教育及び療育に関する施策） 第九条 国及び地方公共団体は、教育及び療育における情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に関する施策を次のとおり講じなければならない。 1 障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育及び療育が受けられるようにするため、情報アクセシビリティの確保、アクセシブルな教材（点字図書、拡大図書、音声図書、電子図書、ルビ付き図書、手話映像、字幕映像等）、コミュニケーション補助機器の提供（筆談具、ヒアリングループ等）、コミュニケーション支援者の配置等のコミュニケーションを保障	する。 2 教育及び療育に従事する者が、障害者について熟知できるよう、当該従事者の養成課程における教育及び研修を実施する。とりわけ、個別性が高く特別な教育的配慮が必要な盲人、ろう者、難聴者、盲ろう者である障害児・者についての相談支援ができる機関と教員養成機関を設置する。 3 教育及び療育に従事する者を使用する施設及び教育機関の管理者が、障害児及びその保護者に対し、療育及び教育に関する情報の提供を適切に行い、教育及び療育に従事する者とのコミュニケーションを保障する環境を整備する。 ----- （職業及び労働に関する施策） 第十条 国及び地方公共団体は、職業及び	労働における情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に関する施策を次のとおり講じなければならない。 1 障害者が職業選択に関する情報を十分に取得し利用できるよう提供するとともに、職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施において、コミュニケーションの保障が行われるよう、必要な施策を講じる。 2 障害者を雇用する事業者に対して、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障する環境の整備、コミュニケーション支援者の雇用等、そのために必要とする費用の助成その他必要な施策を講じる。 3 事業者が、障害者の雇用に対し、職場における情報の提供及びコミュニケーションの保障を行うことにより、その雇用の安定を図るよう努めるとともに、障害者が安全かつ健康に働けるよう情報アクセシビリティ

及びコミュニケーションが保障される職場環境を整備する。 ----- （施設の利用、移動に関する施策） 第十一条 国及び地方公共団体は、施設の利用、移動における情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に関する施策を次のとおり講じなければならない。 1 自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む）その他の公共施設、民間の屋内及び屋外の施設（宿泊施設、住居、医療施設、職場等を含む）について、障害者に情報が適切かつ確実に伝えられるようにするとともに、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障する環境を整備する。 2 障害者の移動支援において、移動に伴う情報アクセシビリティ及び	コミュニケーションの保障に必要な施策を講じる。 ----- （相談における情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に関する施策） 第十二条 国及び地方公共団体は、相談における情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に関する施策を次のとおり講じなければならない。 1 障害者及びその家族その他の関係者に対する相談支援が適切に提供できるよう、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障する環境を整備する。 2 障害者の特性等を理解し、障害者が自ら選択する言語、コミュニケーションによる情報提供、相談支援等対人援助ができる専門員を雇用又は養成し配置するなどの必要な施	策を講じる。 ----- （文化、スポーツ及びレクリエーションに関する施策） 第十三条 国及び地方公共団体は、文化、スポーツ及びレクリエーションにおける情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に関する施策を次のとおり講じなければならない。 1 障害者が文化芸術活動に円滑に参加でき、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、文化芸術、及びスポーツ等に関する情報アクセシビリティ、並びに文化芸術活動及びスポーツ（通常のスポーツ大会、障害者スポーツ大会等）に参加するためのコミュニケーションの保障に必要な施策を講じる。 2 障害者が、文化芸術、スポーツ
等を鑑賞するために使用する施設において情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障する環境を整備する。 3 障害者が自ら選択する言語及びコミュニケーションの特性を活かした文化芸術活動の支援に努め、その普及に必要な施策を講じる。 ----- （情報通信アクセシビリティに関する施策） 第十四条 国及び地方公共団体は、情報通信アクセシビリティに関する施策について、障害者が利用しやすい電話、ファックス、電子メール等の情報通信機器及び電話リレーサービス等の情報通信システム（インターネットを含む）の利用、提供及び環境整備並びに機器の開発及び利用の普及が図られる等必要な施策を講じなけれ	ばならない。 ----- （放送アクセシビリティに関する施策） 第十五条 国及び地方公共団体は、放送アクセシビリティに関する施策を次のとおり講じなければならない。 1 情報アクセシビリティを保障するため、手話、字幕、音声解説等を付加するなど電気通信及び放送その他の情報の提供を行い、情報を取得し利用するための環境整備並びに放送機器の開発に必要な施策を講じる。 2 障害者が主体となって行う放送サービス、もしくは既存の放送を補完する放送サービス等に対し、そのために必要とする費用の助成その他の必要な施策を講じる。	----- （映像及び活字による文化に関する施策） 第十六条 国及び地方公共団体は、映像及び活字による文化における情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障に関する施策について、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障するため、手話、字幕、音声解説、点字、拡大文字、テキストデータ等にて映像及び活字による文化を享受できるよう必要な施策を講じなければならない。 ----- （情報アクセス・コミュニケーション支援機器の開発及び整備に関する施策） 第十七条 国及び地方公共団体は、情報アクセス・コミュニケーション支援機器

の開発及び整備に関する施策について、情報アクセシビリティ及びコミュニケーション支援機器の開発・研究を援助するとともに、機器等の国際標準化を促進し、並びに利用の普及が図られるよう、必要な施策を講じなければならない。 ----- （防災及び防犯に関する施策） 第十八条 国及び地方公共団体は、防災及び防犯に関する施策について、障害者が、あらゆる施設、住居等において、災害時の緊急連絡を迅速かつ的確に受けられ、かつ発信できるシステムを整備し、災害及び防犯に関する情報の適切な提供を行うための必要な施策を講じなければならない。 ----- （コミュニケーション支援者の養成	に関する施策） 第十九条 国及び地方公共団体は、コミュニケーション支援者の養成と認定、研修を行わなければならない。 ----- （コミュニケーション支援者の雇用、派遣に関する施策） 第二十条 国及び地方公共団体は、コミュニケーション支援者を配置しなければならない。 2 国及び地方公共団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の定めにより、コミュニケーション支援者の雇用、任用、派遣を行う事業を全国共通の仕組みにより行わなければならない。 二 国は、コミュニケーション支援者を雇用、任用、派遣する事業を担	う事業者に関して必要な事項については政令で定める。 3 事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）に基づき、障害者の求めがあれば、公共の福祉に反しない限りにおいてコミュニケーション支援者を雇用し、または派遣制度を利用しなければならない。その負担が過重なため雇用、または派遣が困難な場合は、国及び地方公共団体が、事業者に対してコミュニケーション支援者の雇用、派遣のための助成措置を行う。 ----- （情報アクセシビリティ及びコミュニケーションが保障されない場合の救済） 第二十一条 国及び地方公共団体は、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションが保障されないことによる差別を
是正するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、または障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところにより、必要な施策を講じなければならない。 2 障害者は、情報へのアクセシビリティ及びコミュニケーションが保障されなかった場合の損害及び名誉を回復される権利を有する。 ----- — のたび、厚労省を通じて、国土交通省が、貸主向けに「共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）の運営管理ガイドブック」 http://www.mlit.go.jp/common/001207549.pdf を作成し、発達障害についての記載を掲載したとのことです。 シェアハウスとガイドブックについての概要は下記に記しました。	ガイドブックP20に発達障害者の特徴と対応方法が短く記載されています。 また、P30～「お役立ち情報」として、生活・住まいについての相談先などがまとめられています。 一人暮らしをされる自閉症の方が、住まいを借りることも増えて来ました。 貸主向けのものではありますが、国土交通省担当課より転送許可を頂いておりますので、適宜ご活用いただきたくよろしくお願いいたします。 記 「シェアハウスおよびガイドブックについて」（国土交通省より） 近年、一つの賃貸物件に親族ではない複数の者が共同で生活するいわゆる「シェアハウス」と呼ばれる共同居住型賃貸住宅が、若年単身世帯を中心に注目を集めています。シェアハウスは、賃貸住宅の一種ですが、	一般の賃貸住宅とは異なり、リビング、台所、浴室、トイレ、洗面所等を他の入居者と共用して、共用部分の利用方法や清掃・ゴミ出し等に関する生活ルールが設けられていることが多い点が特徴です。このガイドブックでは、空き家等をシェアハウスとして活用しようとお考えの住宅所有者等に対して、シェアハウスの運営管理等に関する情報提供を行うものです。なお、その他住宅に関することについては http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html をご参照ください。

「障害者差別解消法」に関するアンケートのお願い

2008年1月30日

JDF 構成団体、
ならびに関係者の皆様

日本障害フォーラム（JDF）

時下ますますご活躍のこととお喜び申し上げます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、2016年4月に施行されてからまもなく2年を迎えます。

このたび日本障害フォーラム（JDF）では、障害者差別解消法に基づいて、どのように相談や問題解決が行われているかを、障害者またはその家族にお聞きするアンケートを実施することとしました。

アンケートの結果は、個人情報などが分からない形にして、今後のJDFの活動の中で広く活用・公表させていただく予定です。

ぜひ、貴団体の会員など、関係する方にご記入をお願いしていただけないでしょうか。

返信は、下記のとおりよろしくお願いいたします。

☆メールの場合

jdf.info2@gmail.com

（件名を「障害者差別解消法アンケート」とご記入ください）

FAXの場合

03-5292-7630

WEBフォームを利用する場合

<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/>

（近日中に公開予定）

※恐れ入りますが、返信は上記の方法にていただけますよう、ご協力をお願いいたします。

回答締切

2018年3月30日（金）

どうぞよろしくお願いいたします。
アンケートは、次のページにあります。

ならどっとFM出演

平成30年3月21日（祝・水）の11時45分から12時までの15分間に奈良県自閉症協会の会員が自閉症啓発デーに関する活動をピーアールするためならどっとFMさんの番組にゲスト出演します。

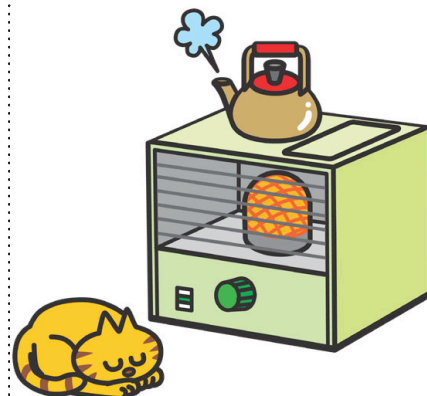
3月31日に行う、イベントの「啓発ウォーク」、4月2日の大和郡山城天守台展望施設での「ブルーライトアップ」の開催を県民の皆様に広くお知らせする予定です。

みなさま是非この番組をお聞きください。

ならどっとFMは78.4MHz（ヘルツ）です。

時間帯のインフォメーションを付け加えていただけますでしょうか。

よろしくお願いいたします。



「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が2013年に成立し、2016年に施行されました。この法律に基づいて、どのように相談や問題解決が行われているかを、障害者またはその家族にお聞きするアンケートです。

※このアンケートに回答している方は、どなたですか？

1. 障害当事者・本人
2. 家族
3. 障害当事者・本人の答えを支援者が代理して記入

※障害当事者・本人が回答している場合（代理記入を含む）は、ご自身について、また家族が回答している場合は、障害のあるご家族について、以下のことをご回答ください。

性別（ ）

年齢 1. 10代以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代
5. 50代 6. 60代 7. 70代以上

障害種別（あてはまるものすべてに○をしてください）

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 視覚障害（全盲・弱視・その他） | 2. 聴覚障害（ろう・難聴・中途失聴） |
| 3. 言語障害 | 4. 盲ろう |
| 5. 肢体不自由 | 6. 内部障害 |
| 7. 知的障害 | 8. 精神障害 |
| 9. 発達障害 | 10. 難病 |
| 11. その他（ ） | |

お住いの都道府県市区町村名（ ）

問1 法律が施行された2016年4月以降に、障害を理由とする差別と考えられる経験*をしましたか。1つだけ○をしてください。（*障害があることで他の人と違う扱いを受けて困った、いやな思いをした、自分の障害にあった必要な工夫や配慮をしてもらえなかった経験など。以下同じ。）

1. した

※どんな経験をしましたか

（ ）

2. しない

問2 障害者差別解消法に基づいて、差別と考えられる扱いを受けたときに、相談できる窓口があることをご存じですか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが、具体的には分からない
3. 知らない

問3 障害を理由とする差別と考えられる経験をした方（問1で1と回答した方）にお聞きします。問2でふれている、法律に基づく相談窓口（と思われるところ）に相談しましたか。1つだけ○をしてください。

1. 相談した →問3－2へ

※相談窓口の名称が分かればお書きください

（名称 ）

2. 相談していない

※相談しなかった理由をお書きください。

（理由 ）

→問4へ

問3－2 相談窓口に相談した方にお聞きします。その相談窓口は、どうやって知りましたか。あてはまるものすべてに○をしてください。

1. 新聞、広報誌、インターネットなどで見た／調べた

2. 友人、知人などから聞いた

3. 役所や公的機関に問い合わせた

4. 障害者関係団体の紹介／仲介を受けた

5. その他（ ）

問3－3 相談窓口に相談したことで、問題が解決しましたか。1つだけ○をしてください。

1. 解決した

※どのような方法や経過で解決しましたか。

（ ）

2. 解決していない

※窓口ではどのような対応でしたか。なぜ解決できなかったと思いますか。

（ ）

問4 障害者差別解消法は、施行後3年を経過後、施行の状況について検討を加え、その結果に応じて見直しをすることが定められています。今後の見直しに向けたご意見などをお書きください。

ご協力ありがとうございました。

自閉症eサービス@奈良



2018年度プログラム

タイトル	定員	日 時	受講料		会場
			年間パスあり	年間パスなし	
基礎講座（奈良会場）					
①特性理解とペアレントトーク	70	2018年 5月 27日（日） 14:00 ～ 16:00	無料	3,000円	やまと会議室
②評価から支援へ	70	6月 17日（日） 14:00 ～ 16:00	無料	3,000円	
③構造化のアイデア	70	7月 8日（日） 14:00 ～ 16:00	無料	3,000円	
④コミュニケーション	70	7月 29日（日） 14:00 ～ 16:00	無料	3,000円	
中級講座（奈良会場）					
①問題行動の理解と対応	50	2018年 9月 30日（日） 14:00 ～ 16:00	無料	3,000円	奈良県社会福祉総合センター
②事例検討 1 氷山モデル	50	10月 14日（日） 14:00 ～ 16:00	無料	3,000円	
③事例検討 2 支援の実施	50	11月 25日（日） 14:00 ～ 16:00	無料	3,000円	
④事例検討 3 自立した生活	50	12月 2日（日） 14:00 ～ 16:00	無料	3,000円	
初任者のため実技講習（奈良）	30	2018年 7月 22日（日） 10:00 ～ 16:30	5,000円	10,000円	やまと会議室

※基礎講座は、@大阪、@京都・滋賀、@せんだい、@やまぐち、@福井、全会場ともに同じ内容です。

※上記予定は2018年2月現在のものです。都合により変更や中止する場合があります。年間パスおよび各研修へお申し込みいただいた方には、個別に変更・中止をお知らせします。あらかじめご了承ください。

【 その他の講座 】

事例検討会（奈良） ※年間を通しての研修です。	8	2018年 5月 25日（金） 18:30 ～ 20:30	年間 10,000円	年間 15,000円	三の丸会館 （予定）
		7月 13日（金） 18:30 ～ 20:30			
		10月 19日（金） 18:30 ～ 20:30			
		2019年 1月 11日（金） 18:30 ～ 20:30			
		2019年 3月 3日（日） 9:30 ～ 12:00			
事例報告会	100	2019年3月3日（日） 9:30～12:00（予定）	1,000円	3,000円	奈良県社会福祉総合センター

【 協 力 事 業 】

2daysトレーニングセミナー	12	2018年 6月 30日（土） 9:00 ～ 16:30 7月 1日（日） 9:00 ～ 16:30	2回 20,000円	発達障害者支援センター「でいあー」
------------------------	----	---	---------------	-------------------

※2daysトレーニングセミナーは、発達障害者支援センター「でいあー」までお申し込みください。

【 会 場 案 内 】

●社会福祉法人いこま福祉会かざぐるま

奈良県生駒市沓分町356-2

・近鉄生駒線「一分」駅下車。徒歩15分

●大和ビル やまと会議室

奈良県奈良市登大路町36番地 大和ビル

・近鉄奈良線「近鉄奈良」駅下車。

1番出口より東へ徒歩3分

●奈良県発達障害支援センター「でいあー」

奈良市古市町1番2 奈良仔鹿園内

・「JR・近鉄奈良」駅より奈良交通バス「藤原台」行き。

藤原台下車徒歩15分

・「JR・近鉄奈良」駅より車で25分

●大和郡山市三の丸会館

奈良県大和郡山市南郡山町529

近鉄郡山駅から徒歩5分、JR郡山駅から徒歩15分

●奈良県社会福祉総合センター

奈良県橿原市大久保町320番地11

・近鉄橿原神宮前線「畝傍御陵前」駅下車。

東出口より徒歩3分

2018 年度自閉症 e サービス@奈良

自閉症 e サービス@奈良

基礎講座のご案内



この講座では、自閉症の特性の理解・個別評価・一人ひとりに合わせた構造化の支援やコミュニケーション支援を中心に要点を整理します。また、自閉症の人の暮らしを幅広い視点で支援していく大切さについても深めていきます。講義だけでなく、みなさまにもご参加いただけるグループワークの時間も設けております。

これから自閉症支援に携わる方はもちろん、すでに自閉症支援に携わっておられる方も、自身の支援を振り返ることができるよい機会になると思います。みなさまのご参加をお待ちしております！

● テーマ・日程（予定）

テーマ	日時	講師
第 1 回 特性理解とペアレントワーク	2018 年 5 月 27 日（日）	中山清司（自閉症 e サービス）
第 2 回 評価から支援へ	6 月 17 日（日）	藤井祐一（ライフサポートなにわ）
第 3 回 構造化のアイデア	7 月 8 日（日）	大西和幸 (奈良県発達障害者支援センターでいあ〜)
第 4 回 コミュニケーション	7 月 29 日（日）	久賀谷洋（SKIP ひらかた）

● 時間 14:00～16:00（13：30 より受付開始）

● 会場 「大和ビル やまと会議室 5 階 大会議室

奈良県奈良市登大路町 36 近鉄奈良線「近鉄奈良」駅下車。1 番出口より東へ徒歩 3 分。

※ 駐車場はありません。お車で来られる人は、近隣のコインパーキングをご利用下さい。

● 参加費 年間パスあり：無料 年間パスなし：3,000 円／回

※各講座では、レジュメ集（¥1,000）を使用します。お持ちでない方は当日会場にてご購入ください。

※年間パスなしの方は、当日受付にて受講料をお支払いください。

● 年間パス 詳細は、<http://esnara.jimdo.com/> でご確認ください。

● お申し込み・締め切り うら面の申し込みフォームに必要事項をご記入のうえ、FAX にてお申し込みください。

※締め切りは各回 10 日前ですが申込多数の場合は先着順となります。受講いただけない場合のみ連絡します。

● お問い合わせ 自閉症 e サービス@奈良 事務局

〒630-0222 奈良県生駒市壱分町 356-2 社会福祉法人いこま福祉会 かざぐるま 内

Fax：0743-77-6868 E-mail：esnara.info@gmail.com ホームページ：<http://esnara.jimdo.com/>



自閉症eサービス@奈良

FAX 0743-77-6868

基礎講座など申し込みフォーム（2018年度）

- ・必要事項をご記入（☐欄にもチェック）の上、郵送・FAXでお送りください。
- ・受講希望の研修に○を記入してください。
- ・受講料は各研修会場の受付でお支払いください。（振込不可）
- ・先着順です。申し込み多数の場合は年間パス取得者を優先させていただきます。
- ・基礎講座の内容は、@大阪、@京都・滋賀、@せんだい、@やまぐち、@福井、各会場同じです。
- ・受講いただけない場合のみ連絡させていただきます。

記入日	2018年 月 日
年間パス	☐ 年間パスあり（会員No. _____） ※ いずれか該当箇所にチェック (☐ 大阪O ☐ 京都/滋賀K ☐ 奈良N ☐ せんだいS ☐ やまぐちY ☐ 福井F)
	☐ 年間パスなし（一般）
氏名(ふりがな)	(_____)

※年間パスなし（一般）の方は、下もご記入ください。（年間パスありの方は不要です）

連絡先の種類	☐ 勤務先 ☐ 自宅（いずれかにチェック）		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	_____@_____		
住所	〒 _____		
所属事業所名	_____		
各種案内	☐ 自閉症eサービス@奈良からの各種案内を希望しません。（ご不用の方はチェック）		

タイトル		受講料		受講希望 に○を記入
		年間パスあり	年間パスなし	
基礎講座（奈良会場）				—
①特性理解とペアレントトーク	5月 27日（日） 14:00 ～ 16:00	無料	3,000円	
②評価から支援へ	6月 17日（日） 14:00 ～ 16:00	無料	3,000円	
③構造化のアイデア	7月 8日（日） 14:00 ～ 16:00	無料	3,000円	
④コミュニケーション	7月 29日（日） 14:00 ～ 16:00	無料	3,000円	

2018年度自閉症eサービス@奈良

初任者のための実技講習(奈良)



◆ 日時・テーマ・トレーナー(予定)

	日時	テーマ	トレーナー(敬称略)/ポイント
1	2018年 7月22日(日) 10:00~11:00 11:15~12:15 13:15~14:30 14:45~16:00 16:10~16:30	講義「関わり方の技術」 ビデオ演習 GW「教え方の工夫」 GW「身体介入の方法」 まとめ	中山清司(NPO 法人自閉症eサービス) 中村俊雅(かざぐるまえ〜る) 桂 充正(吉野学園) ・自閉症の人とかかわる事となった 初任者向けの実技講習。 ・促し方や抑制の仕方などをロール プレイで学ぶ。

◆ 会場: やまと会議室(定員30名)

奈良県奈良市登大路町36

近鉄奈良線「近鉄奈良」駅下車。1番出口より東へ徒歩3分。

※ 駐車場はありません。お車で来られる人は、近隣のコインパーキングをご利用下さい。

◆ 参加費: 年間パスあり: 5,000円

一般(年間パスなし): 10,000円

※「自閉症支援のためのレジュメ集」(1冊500円)

受講料にレジュメ集の代金は含まれておりません。会場でご購入ください。

◆ 申込み: 必要事項をご記入(□欄にもチェック)の上、郵送・FAXでお送り下さい。

ホームページ(<http://esnara.jimdo.com/>)からもお申し込みできます。

申込期間: 2018年6月30日必着 先着順・申込〆切後、申込者全員に可否を通知します。

◆ 初任者のための実技講習 申込み用紙

記入日	2018年 月 日		
年間パス	☐ 年間パスあり (会員 No.) ※いずれかにチェック (☐ 大阪O ☐ 京都・滋賀K ☐ 奈良N ☐ せんだいS ☐ やまぐちY ☐ 福井)		
	☐ 年間パスなし (一般)		
氏名(ふりがな)	()		
連絡先の種類	☐ 勤務先 ☐ 自宅 (いずれかにチェック)		
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス	@		
住所	〒		
所属事業所名			
各種案内	☐ 自閉症eサービス@奈良からの各種案内を希望しません。(ご不用の方はチェック)		
●参加希望の動機(200字程度)			

2018年度自閉症eサービス@奈良

中級講座



◆ 日時・テーマ・講師（予定） いずれも 14:00～16:00（13:30 より受付開始）

	日時	テーマ	講師（敬称略）
1	9月30日(日)	問題行動の理解と対応	大中 りよ子（bon ワークス枚方）
2	10月14日(日)	事例検討1 冰山モデル	前野 篤史（スマイルフレンズ）
3	11月25日(日)	事例検討2 支援の実施	前野 篤史（スマイルフレンズ）
4	12月2日(日)	事例検討3 生活を支える	大中 りよ子（bon ワークス枚方）

◆ 会場： 奈良県社会福祉総合センター（定員50名）

奈良県橿原市大久保町 320 番地 11

近鉄橿原神宮前線「畝傍御陵前」駅下車。東出口より徒歩3分。

◆ 参加費： 年間バスあり：無料

一般（年間バスなし）：各 3,000 円

※「自閉症支援のためのレジュメ集」（1冊 1,000 円）

受講料にレジュメ集の代金は含まれておりません。会場でご購入ください。

◆ 参加資格：自閉症 e サービスの基礎講座受講修了者 または、自閉症支援にすでに携わっている方

◆ 申込み：必要事項をご記入（□欄にもチェック）の上、郵送・FAXでお送りください。

ホームページ（<http://esnara.jimdo.com/>）からもお申し込みできます。

※申し込み締め切り：2018年9月10日必着 先着順

※受講いただけない場合のみ連絡させていただきます。

◆ 中級講座申込み用紙 *先着順、定員内であれば追加申込み可

記入日	2018年 月 日		
年間バス	☐ 年間バスあり（会員 No. ） ※ いずれかにチェック。 ☐ 大阪 O ☐ 京都/滋賀 K ☐ 奈良 N ☐ せんだい S ☐ 山口 Y ☐ 福井 F		
	☐ 年間バスなし（一般）		
氏名(ふりがな)	()		
連絡先の種類	☐ 勤務先 ☐ 自宅（いずれかにチェック）		
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス	@		
住所	〒		
所属事業所名			
各種案内	☐ 自閉症 e サービス@奈良からの各種案内を希望しません。（ご不用の方はチェック）		
●本講座では、受講生から事例報告をお願いすることがありますので、ご承知おきください ●本講座に期待すること、ご質問など			

KSKR (絆) 第三種郵便承認通巻 通巻 7452号 2018年 3月 3日発行

★世界自閉症啓発デーのイベント参加のお誘い★



昨年、早春の大和郡山城でのお城祭りの中
展望台が完成したばかりの天守台にて
奈良県で初めての記念すべきブルーライトアップが実施されました。

本年度もさらに美しいライトアップが
4月2日の世界自閉症啓発デーに実施されます！

また 本年はプレイベントとして
奈良公園周辺で 自閉症啓発ウォークを開催します！
会員内外の1人でも多くの参加を募ります！



全ての人にとって 豊かに暮らせる奈良の都を願い、理解の輪を広げましょう！

啓発ウォーク

日時 : 3月31日 (土) 9時30分集合、
10:00 スタート、11:00 ゴール

集合場所 : JR 奈良駅旧駅舎前

参加無料 : 申し込み必要 * 締め切り 3月16日

参加希望の方は「ウォーク参加希望」と書き
名前(参加者、同伴者)、連絡先を下記まで お知らせください。

nara.jiheishou1@gmail.com / TEL, FAX 0743-55-2763

(雨天決行 参加者には ブルーTシャツプレゼント)



ブルーライトアップ

日時 : 4月2日(月) 午後 6時~9時

場所 : 大和郡山城天守台

青いものを身につけて、ライトアップをご覧ください

★啓発チラシ、ポケットティッシュ等の配布協力も募集



Light It Up Blue Nara
奈良県自閉症協会



詳細は 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

HP <http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

後援 : 奈良県 / 共催 : 奈良県発達障害者支援センターでいあー



Let's Join us! Autism Awareness walk in Nara!

発行人 : 関西障害者定期刊行物協会

住 所 : 〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人 : 河村 舟二

定 価 : 100円